

# 令和6年度 香川県奨学のための給付金(家計急変)制度のご案内

## 1. 家計急変制度の概要

予期できない事情により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に、奨学のための給付金による支援を行います。

支援の対象となるのは、家計急変後の収入見込額が住民税非課税相当である世帯で、支援を受けるためには、原則として入学日(進級日)の属する年度の10月末日まで、又は、家計急変日から3ヶ月以内のいずれかの期間内に申請する必要があります。

## 2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、家計急変事由の発生日(発生日が特定できない場合は申請日)

### ① 保護者等(親権者)が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

### ② 事故、失職等により家計が急変し、保護者等(親権者)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)相当の世帯(注)であること

※保護者が父母である場合、どちらも非課税相当であることが必要です。

※生活保護(生業扶助)受給世帯及び非課税世帯の方は家計急変制度で申請することはできません。通常申請を行ってください。

(注)両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合、年収約270万円が目安となります。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なりますので、あくまで目安です。

### ③ 【本科生等】生徒が高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)に在学し、かつ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設(理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設(所))の認定を受けているものなど。

### 【専攻科生】生徒が高等学校等専攻科(特別支援学校高等部を除く)に在学し、かつ、専攻科支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※次の場合は、専攻科支援金を受ける資格がありません。

- i. 生徒が、基準日以前に高等学校等専攻科を修了している。
- ii. 生徒が、基準日以前に退学・停学(無期限または3か月以上のものに限る)の処分を受けている。
- iii. 生徒の前年度の修得単位数が、学校の定める標準修得単位数の5割以下である。
- iv. 生徒の前年度の出席率が、5割以下である。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・(本科生等の場合)高等学校等就学支援金の対象校(3年制以上)を既に卒業または修了している。
- ・(専攻科生の場合)高等学校等専攻科を既に修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

### 3. 給付額（年額）

	専攻科	通信制	全日制・定時制	
			第1子	第2子以降
給付額 (上段は国公立、 下段は私立)	50,500円	50,500円	122,100円	143,700円
	52,100円	52,100円	142,600円	152,000円

※基準日が令和6年7月1日以前である場合に上記年額を給付します。基準日が令和6年7月2日以降である場合は翌月以降の月数に応じた月割で算出した額となりますので上記年額とは異なります。

### 4. 申請期限

#### **入学日(進級日)の属する年度の10月末日、又は、家計急変日から3ヶ月以内**

※やむを得ない理由により期限内に申請できなかった場合は、申請期限の特例措置を受けることもできません。

※申請日が令和7年3月2日から3月31日の間である場合は、令和6年度分の支給はありません。(翌年度も高校生等が在学している場合には、4月以降に翌年度の年額を支給します。)

※県内の学校に在学し、学校を通して県へ提出する場合は、学校の指示に従ってください。

※令和7年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

### 5. 申請方法

次の書類を、香川県内の高等学校等に在籍する場合は学校の窓口に、香川県外の高等学校等に在籍する場合は郵送または持参で「6. お問い合わせ先」へ提出してください。

※香川県内の高等学校等に在籍する場合も「6. お問い合わせ先」へ直接提出することもできますが、その場合は、在学証明書または個人対象要件証明書を追加で提出してください。

※様式は、在学する学校、下記HP、または「6. お問い合わせ先」で入手してください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/sigaku/keigen/shogakukyuhukin.html>)

世帯区分	保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税世帯相当※生業扶助を受けている世帯を除く			
	専攻科	通信制	全日制・定時制	
			第1子	第2子以降
給付額 (上段は国公立、下段は私立)	50, 500円 52, 100円	50, 500円 52, 100円	122, 100円 142, 600円	143, 700円 152, 000円
①香川県奨学のための給付金受給申請書 (第1号の2様式)	○	○	○	○
②振込口座届(第2号様式) ※申請者名義の口座に限ります。	○	○	○	○
③通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ)	○	○	○	○
④家計急変の発生事由を証明する書類(罹災証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、医師による診断書等)	○	○	○	○
⑤家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細(3ヶ月分)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)	○	○	○	○
	保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを提出してください。			
⑥家計急変前の収入を証明する書類(課税証明書等)	○	○	○	○
	保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを提出してください。			
⑦扶養誓約書(要領第1号様式) ※対象生徒及び15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹について、家計急変事由の発生日(特定できない場合は申請日)時点の扶養状況を記入してください。				○
⑧在学証明書(第3号様式)		(「6. お問い合わせ先」に直接提出する場合のみ必要)		
⑨個人対象要件証明書(第4号様式)	(「6. お問い合わせ先」に直接提出する場合のみ必要)			

**【注】上記①～⑥の書類は全員提出してください。⑦～⑨の書類は対象者のみ提出が必要です。**

## 6. お問い合わせ先

国公立	県教育委員会事務局高校教育課 総務・修学支援グループ 〒760-8582 高松市天神前 6-1 TEL (087) 832-3754
私立	県総務部総務学事課 私学グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10 TEL (087) 832-3058

## 7. その他

- ・「15歳(中学生を除く)以上23歳未満の世帯に扶養されている兄弟姉妹」の扶養されている状態は扶養誓約書により確認します。
- ・審査結果(支給の有無、給付額)は、申請者に文書を郵送してお知らせします。
- ・支給が決定された場合は、年内(予定)に指定口座に振り込みます。
- ・事実と異なる内容の申請により支給を受けた場合は、即時返還と加算金が課せられます。

### ◆申請書を提出する前に◆

申請書を提出する前に以下のチェックリストによりもう一度確認してください。記入漏れ、書類の不足等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

#### チェックリスト

- 申請書及び振込口座届に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- 申請書の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- 申請書の【5. 誓約事項】についてチェック(✓)及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- 口座届の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- 口座届に記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- 家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変後の収入を証明する書類、家計急変前の収入を証明する書類を添付しましたか。
- 第2子以降で申請する方は、扶養誓約書を添付しましたか。
- 扶養誓約書に住所を記入し、署名していますか。
- 在学証明書または個人対象要件証明書は添付しましたか。
- 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

申請にあたって不明な点等がある場合は、「6. お問い合わせ先」にご連絡ください。